

4月11日(木)～5月14日(火)は、 まちぐるみ総合健診

年に1度は健康チェック！
健康を保つため、家族、友だち、みんな揃って健診を受けましょう。

- 対象 加東市に住民登録のある20歳以上の方
- 申込書 1月下旬に全世帯へ郵送
- 申込締切 2月15日(金) ※消印有効
※受診されない方は、申込書を提出する必要はありません。
- 申込方法 持参・郵送・FAX
※市ホームページの電子申請コーナーを利用した申し込みも可能です。
- 実施期間
社会場(市役所 2階 201会議室)
4月11日(木)～17日(水)
滝野会場(さんあいセンター)
4月19日(金)～23日(火)
東条会場(とどろき荘)
5月11日(土)～14日(火)

ファミリーデー(託児)

お子さんと一緒に健診会場へ来られる方のために、受診の間、お子さまを見守る『ファミリーデー(託児)』を設けています。3会場それぞれで実施しますので、ぜひ、ご利用ください。

- 対象 就学前の乳児・幼児
- 予約締切 実施日の7日前
- 予約方法 電話
- 実施日
・社会場 4月11日(木)、4月15日(月)
・滝野会場 4月19日(金)
・東条会場 5月14日(火)

健康福祉部健康課(庁舎2階)
担当:下崎ユカ
〒673-1493 加東市社50
☎42-2800 FAX42-3978



手話を学んだ人のための／ 特別講座

手話を学んだことのある方を対象に、聞こえない人たちの暮らしや困り事、私たちにできる合理的配慮などを、聴覚障害者から直接学ぶ講座です。手話講座や福祉学習で手話を学んだ方、手話サークルに参加されている方など、手話や聴覚障害者福祉に取り組まれている方は、ぜひ、ご参加ください。

- 日時 2月18日(月) 18時～20時
- 場所 社福祉センター 2階 レクリエーション室
- 講師 兵庫県聴覚障害者協会事務局長 嶋本恭規さん
- 受講料 無料 ○申込方法 持参・FAX ○申込締切 2月15日(金)
※任意の様式に名前・住所・電話番号をお知らせください。

人権を考える市民のつどい

- 日時 2月9日(土) 13時30分～15時45分
- 場所 東条文化会館
- 内容 ○中学生による人権作文の発表(市内4中学校から1名ずつ)
○地区住民学習の実践発表(山国地区)
○企業人権教育協議会実践発表
(株式会社 LIXIL サンウエーブ製作所 社工場)
○加東市人権・同和教育研究協議会
学校教育部会実践発表(正覚坊こども園)
○総括助言、および提言
古角美之さん(西播磨地区人権教育研究協議会 会長)

市民協働部人権協働課 担当:長谷川武史 ☎43-0544

第3回 元気応援塾 ★参加者募集★

元気応援塾は、分かりやすく、楽しくみんなが笑顔になれるヒントを学ぶ健康講座です。どなたでも参加できます。健康づくりに関心のある方は、ぜひ、ご参加ください。

- テーマ 飛び出せ！元気応援塾 楽しく健康に
- 講師 京都医療センター 同道正行さん
- 日時 2月15日(金) 13時30分～15時
- 場所 市役所 2階 保健センター
- 参加費 無料 ○申込締切 2月12日(火)
- 申込方法 直接・電話・FAX

※任意の様式で名前、住所、電話番号をお知らせください。

健康福祉部健康課(庁舎2階) 担当:大木千尋
☎42-2800 FAX42-3978



新たな条例を制定しました

加東市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法に基づき、基本理念、および犯罪被害者等を支援するための施策を定めることにより、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族を支える地域社会づくりを行い、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、加東市犯罪被害者等支援条例を制定し、平成31年4月1日から施行します。

犯罪の被害に遭われた方が、再び平穏な生活を送れるようになるには、身近な方や職場の方の理解と支援が必要です。そのための、市・市民・事業者の責務を定めています。

市の責務

関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を定め、実施する。

主な支援内容

- 市民等への理解の促進(広報・啓発等)
- 民間の団体に対する支援(情報提供等)
- 犯罪被害者等への必要な情報の提供・助言(関係機関との連携)
- 犯罪被害者等への支援金の支給

遺族支援金	30万円
重傷病支援金	10万円

市民の責務

犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害※を生じさせることのないよう十分に配慮し、市等が行う支援に協力するよう努める。

事業者の責務

犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害※を生じさせることのないよう十分に配慮し、市等が行う支援に協力するよう努める。また、犯罪被害者等の就労、および勤務について十分に配慮するよう努める。

※二次的被害とは、身体を傷つけられたり、金銭など財産を奪われたりといった直接的な被害のほか、被害に遭った後に生じる問題(心身の不調、弁護士費用などの経済的負担、周囲からの中傷や報道、転居を余儀なくされる)などを言います。

総務財政部防災課(庁舎4階) 担当:板谷昌宏 ☎43-0402

介護老人保健施設ケアホームかとう
☎42-5177 担当:吉田文

- 日時 3月6日(水) 14時～15時
- 場所 ケアホームかとう 2階会議室
- 対象 介護をしている方・介護について知りたい方・介護施設で働いてみたい方
- 内容
・介護老人保健施設の見学(利用相談や他の施設との違いについての説明)
・介護用品の展示(レンタル用品など)
・介護の方法で困っていることなどの相談と介護方法の実演

介護よろず相談会

介護老人保健施設ケアホームかとう

